**稟議書**（例）

○○部○○○○○殿

下記の労働法に関する教育の件につき、ご検討いただきたくお願い申し上げます。

起案日：令和○○年○○月○○日

起案者：○○部　○○係　　○○二郎

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 件名 | 労働法の学習のために労働法務士認定試験を受験する件について | | | | |
| 試験内容 | 【一般財団法人全日本情報学習振興協会主催】　（<https://www.joho-gakushu.or.jp/>　）  労働法務士認定試験は、同団体主催の労働法関連試験の中で、「ワークスタイルコーディネーター認定試験」や「働き方マスター試験」が扱っている「働き方」に関連する法律だけでなく、労働組合や企業の義務、専門性の高い法令等についても取り上げています。  いわゆる労働法は、労働基準法を始めとした20以上の法令から成り立っていて、複雑な構成となっていますが、本試験は原則として全ての労働法分野について扱っています。  企業の人事・労務や法務担当者向けの上級試験であり、労働に係る様々な問題を理解する専門職のための試験です。  本試験は、平成30年2月11日にスタートして、5回（令和元年5月現在）開催されており、約700人が受験して約200人が合格しています。  働き方改革が叫ばれる中、労働法は企業内で必須の知識となっています。この試験は実務者にとって最適なレベルの試験です。 | | | | |
| 目的と  教育効果 | ① 社内で労働法に強い社員を養成して労働問題の発生を防止する。  ② 労働法に関して強いことで社員、顧客、取引先から信頼を得ることができる。  ③ 資格を取得することで、労働法に関する問題に自信が持てる。  ④ 資格保持者の存在で、「働き方改革」に積極的な企業イメージをつくる。  ⑤ 社内において社員に「学ぶチャンス」「学ぶ意欲」を提供する。 | | | | |
| 受験と申込みなど・受験の扱い、 | 全国の15程度の会場で年間4回開催されていますので、社員の最寄りの会場で1回5名程度ずつ何班かに分かれて受験日を指定、当日は個人単位で受験させる。受験日は有給休暇扱いとする。申込者の受験申込書は担当者が提出、受験票・合格通知は本人になされる。 | | | | |
| 受験者の募集と合否結果の報告 | 推奨資格とする。1回の定員を決めて、入社年次の若い社員から順次受験者を募集する。募集は強制とはしない。できる限り受験の必要性を感じるように告知して応募者を募る。受験のための学習結果を重視して、合否の結果についての追求をしない。ただし、結果報告書を求める。不合格の場合、希望者は2回目までの受験を認める。 | | | | |
| 受験料と  その負担 | 受験料1人15,000円、受験料は2回目の受験まで会社負担とする。  試験団体の公認テキストを購入する、1冊2,300円。実物形式過去問題を開催団体が支給。試験日当日の交通費などは自己負担。対策講習会などの出席についての金銭負担については予算があれば負担するのが望ましい。 | | | | |
| 添付書類 | ① 労働法務士認定試験の開催団体の経歴など  ② 労働法務士認定試験の試験内容、受験者数及び合格者率などのデータ  ③ 労働法務士認定試験の募集チラシ  ④ 労働法務士認定試験の問題サンプル  ⑤ 想定する受験者数と予算案 | | | | |
| 受付日  受付者など | 令和○年○月○日　受付  受付者：○○　一郎 | | | | |
| 決裁日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 | 99年99月99日 |
| 決裁者 |  |  |  |  |  |